

七飯町認知症カフェ運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽度認知障害及び認知症の者の認知症状の悪化防止、その家族の負担軽減並びに地域における認知症に対する理解の促進等を目的として認知症カフェを運営する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、七飯町補助金等交付規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認知症カフェ」とは、軽度認知障害及び認知症の者、その家族並びに地域住民の誰もが気軽に集い、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を目的として、主体的に参加できる活動拠点をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる認知症カフェは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 七飯町内に10人以上が集える拠点を設けること。
- (2) 1年間に4回以上開設すること。
- (3) 1回につき、おおむね2時間以上開設すること。
- (4) 軽度認知障害者及び認知症の者並びにその家族からの相談に対応できる人員を配置すること。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動を行わないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行わないこと。
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行わないこと。
- (8) 法令及び公序良俗に反しない内容であること。

2 補助の対象となる者は、前項の認知症カフェを運営し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 暴力団（七飯町暴力団排除条例（平成26年条例第23号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）ではないこと。

(2) 団体の構成員に暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）が含まれていないこと。

(3) 法人にあつては、申請日現在、法人住民税を滞納していないこと。

(4) 適切な事業運営が確保できると町長が認める団体であること。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、認知症カフェの運営に要する次の経費から、利用者負担金その他の収入を控除した額とする。

(1) 需用費

(2) 報酬

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げた経費の100パーセントとする。ただし、補助金の上限額は、認知症カフェの開催1回につき3万円とし、毎年度予算の範囲内において交付する。

2 前項の補助金の額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 団体の代表者（以下「申請者」という。）は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）、対象経費科目別内訳（様式第3号）、補助対象経費額調書（様式第4号）及び法人住民税の納税証明書（法人以外の団体を除く。）を添えて、町長に提出するものとする。

(補助金の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、規則様式第4号の補助金決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 申請者は、前条の補助金の交付の決定後、事業の変更等により申請の内容を変更する場合は、補助金変更交付申請書（様式第5号）に、変更事業計画書（様式第6号）、対象経費科目別変更内訳（様式第7号）及び補助対象経費変更額調書（様式第8号）を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項の規定による変更交付申請は、当該変更交付申請に係る補助金の変更額が、当初交付決定額の10分の1を超えない場合その他の軽微な変更の場合は、その提出を要しないものとする。

(補助金の変更交付決定及び通知)

第9条 町長は、前条の変更交付申請があったときは、当該変更に係る書類等の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の変更交付を承認し、規則様式第6号の補助金変更承認書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに、実績報告書(様式第9号)に事業報告書(様式第10号)、対象経費科目別決算内訳(様式第11号)及び補助対象経費決算額調書(様式第12号)を添えて、町長に提出するものとする。

(補助金の交付額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則様式第11号により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、前条の補助金の交付額の確定があったときは、速やかに、補助金請求書(様式第13号)により町長に補助金を請求するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

七飯町長 様

所在地

団体の名称

代表者氏名

印

補助金交付申請書

年度認知症カフェ運営補助金として次のとおり交付されたく、七飯町認知症カフェ運営補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 金額 ¥ _____ ー

2 添付書類

- | | | |
|-----|------------------------------------|----|
| (1) | 年度事業計画書 | 1部 |
| (2) | 年度対象経費科目別内訳 | 1部 |
| (3) | 年度補助対象経費額調書 | 1部 |
| (4) | 法人住民税の納税証明書又は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの） | |

様式第2号

年度事業計画書

No.	実施年月日	内 容	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

様式第3号

年度対象経費科目別内訳

(歳出)

No.	科目	前年度予算額 (円)	前年度決算額 (円)	本年度予算 (円)	内訳等
1					
2					
3					
4					
合 計					

(歳入)

No.	科目	前年度予算額 (円)	前年度決算額 (円)	本年度予算 (円)	内訳等
1					
2					
3					
4					
合 計					

様式第4号

年度補助対象経費額調書

(単位；円)

対象経費支出予定額 ①	収入予定額②	差引額③＝①－②	補助対象経費額 ④＝③	補助金所要額※	備考

※補助金所要額は、④補助対象経費額と認知症カフェ開催回数×3万円のいずれか小さいほうの額を記入すること。

年 月 日

七飯町長 様

所在地

団体の名称

代表者氏名 印

補助金変更交付申請書

年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた

年度認知症カフェ運営補助金について、次のとおり変更したいので、七飯町認知症カフェ運営補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 補助金変更交付申請額 ¥ _____ ー

2 補助金既交付決定額 ¥ _____ ー

3 追加（減額）交付申請額 ¥ _____ ー

4 変更を必要とする理由

5 添付書類

- | | | |
|-----|---------------|----|
| (1) | 年度変更事業計画書 | 1部 |
| (2) | 年度対象経費科目別変更内訳 | 1部 |
| (3) | 年度補助対象経費変更額調書 | 1部 |

様式第 6 号

年度変更事業計画書

No.	実施年月日	交付申請時の内容	変更内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

様式第7号

年度対象経費科目別変更内訳

(歳出)

No.	科目	交付申請時本年度予算額(円)①	変更後本年度予算額(円)②	増減額(円) ②-①	増減理由(内訳等)
1					
2					
3					
4					
合計					

(歳入)

No.	科目	交付申請時本年度予算額(円)①	変更後本年度予算額(円)②	増減額(円) ②-①	増減理由(内訳等)
1					
2					
3					
4					
合計					

年度補助対象経費変更額調書

(単位 ; 円)

変更後対象経費 支出予定額①	変更後収入予定額 ②	変更後差引額 ③=①-②	変更後補助対象経 費額④=③	変更後補助金所要額 ⑤※	補助金交付決定額 ⑥	追加(減額)交付申 請額⑤-⑥

※⑤変更後補助金所要額は、④変更後補助対象経費額と認知症カフェ開催回数×3万円のいずれか小さいほうの額を記入すること。

様式第9号

年 月 日

七飯町長 様

所在地

団体の名称

代表者氏名

印

実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定（変更承認）を受けた、
年度認知症カフェ運営補助金に係る事業実績について、七飯町認知症カフェ運営補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1	補助金精算額	¥	—
2	年度事業報告書		1部
3	年度対象経費科目別決算内訳		1部
4	年度補助対象経費決算額調書		1部

様式第10号

年度事業報告書

No.	実施年月日	内 容	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

様式第 1 1 号

年度対象経費科目別決算内訳

(歳出)

No.	科目	交付(変更)申請時 本年度予算額(円)①	本年度決算額 (円)②	増減額 (円) ②-①	増減理由(内訳等)
1					
2					
3					
4					
合 計					

(歳入)

No.	科目	交付(変更)申請時 本年度予算額(円)①	本年度決算額 (円)②	増減額 (円) ②-①	増減理由(内訳等)
1					
2					
3					
4					
合 計					

様式第 1 2 号

年度補助対象経費決算額調書

(単位 ; 円)

対象経費支出額①	収入額②	差引額③ = ① - ②	補助対象経費額 ④ = ③	補助金所要額※	備考

※補助金所要額は、④補助対象経費額と認知症カフェ開催回数×3万円のいずれか小さいほうの額を記入すること。

様式第13号

補助金請求書

金額	百	十	万	千	百	十	円

ただし、
年度認知症カフェ運営補助金として上記金額を、七飯町認知症カフェ運営補助金交付要綱第12条の規定により、請求いたします。

年 月 日

所在地

団体の名称

代表者氏名

印

七飯町長 様